

2003年度（平成15年度）事業計画

今年度の当実行委員会の事業としては、次のことに重点をおきながら取り組んでいくことといたします。

第一点として、当実行委員会のこれまでの成果をふまえ、部落解放・人権政策確立に向けた事業の推進を図っていく。

第二点として、基本法案が目指してきた施策の実現となるように、「人権教育・啓発法」の基本計画、人権救済制度を確立するための「人権擁護法（案）」についての内容とその取扱いについては、中央実行委員会と連携し、運動を継続していく。

記

1 諸 会 議

総会及び役員会

2 諸 事 業

① 研修事業

会員への研修会（7月4日）

② 要請行動

市町村「条例」、「人権教育のための国連10年」行動計画の具体化へ向けての要請

③ 参加要請

中央集会及び各省交渉への参加要請

各種大会、集会への参加要請

* 第28回 部落解放、人権西日本夏期講座（熊本・合志町：7月10日～11日）

* 第28回 部落解放鳥取県研究集会（鳥取市：8月20日～21日）

④ 啓発活動

中央実行委員会ニュース等の配布

2004年度（平成16年度）事業計画

今年度の当実行委員会の事業としては、次のことに重点をおきながら取り組んでいくことといたします。

第一点として、当実行委員会のこれまでの成果をふまえ、部落解放・人権政策確立に向けた事業の推進を図っていく。

第二点として、基本法案が目指してきた施策の実現となるように、「人権教育・啓発法」の基本計画、人権救済制度を確立するための「人権侵害救済法（案）」についての内容とその取扱いについては、中央実行委員会と連携し、運動を継続していく。

記

1 諸会議

総会及び役員会

2 諸事業

① 研修事業

会員への研修会（5月26日）

② 要請行動

市町村「条例」、「人権教育のための国連10年」行動計画の具体化へ向けての要請

③ 参加要請

中央集会及び各省交渉への参加要請

各種大会、集会への参加要請

* 第29回 部落解放、人権西日本夏期講座（岡山・岡山市：7月22日～23日）

* 第29回 部落解放鳥取県研究集会（米子市：8月17日～18日）

* 部落解放研究第38回全国集会（三重・伊勢市：10月6日～8日）

* 第19回 人権啓発研究集会（神奈川・横浜市：2005年2月17日～18日）

④ 啓発活動 * 全国女性集会 2005. 1/15～16

中央実行委員会ニュース等の配布（実行会へ）

2005年度（平成17年度）事業計画

今年度の当実行委員会の事業としては、次のことに重点をおきながら取り組んでいくことといたします。

第一点として、当実行委員会のこれまでの成果をふまえ、部落解放・人権政策確立に向けた事業の推進を図っていく。

第二点として、基本法案の目指している施策の実現となるように、「人権教育・啓発法」の基本計画、人権救済制度を確立するための「人権侵害救済法（案）」についての内容とその取扱いについては、中央実行委員会と連携し、運動を継続していく。

記

1 諸 会 議

総会及び役員会

2 諸 事 業

① 研修事業

会員への研修会

② 要請行動

市町村「条例」、「人権教育のための国連10年」行動計画の具体化へ向けての要請

③ 参加要請

中央集会及び各省交渉への参加要請

各種大会、集会への参加要請

* 第30回 部落解放、人権西日本夏期講座（大分県・日田市：7月21日～22日）

* 第30回 部落解放鳥取県研究集会（米子市：8月25日～26日）

④ 啓発活動

中央実行委員会ニュース等の配布

2003年度（平成15年度）会計予算書

自 平成15年4月1日
至 平成16年3月31日

収 入 の 部

（単位：円）

項 目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増 減 (B - A)	摘 要
負 担 金	1,410,000	1,410,000	0	市 50,000円 × 4市 町 30,000円 × 31町 村 20,000円 × 4村 解放同盟 100,000円 連合鳥取 100,000円
繰 越 金	887,993	611,568	△ 276,425	
雑 収 入	7	432	425	
合 計	2,298,000	2,022,000	△ 276,000	

支 出 の 部

（単位：円）

項 目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増 減 (B - A)	摘 要
会 議 費	300,000	300,000	0	総会、役員会
事 業 費	1,800,000	1,500,000	△ 300,000	中央集会及び各省交渉 国会議員等への要請 研究集会等
事務局費	180,000	180,000	0	電話代、郵便代、印刷代
予 備 費	18,000	42,000	24,000	
合 計	2,298,000	2,022,000	△ 276,000	

2003年度（平成15年度）事業計画

今年度の当実行委員会の事業としては、次のことに重点をおきながら取り組んでいくことといたします。

第一点として、当実行委員会のこれまでの成果をふまえ、部落解放・人権政策確立に向けた事業の推進を図っていく。

第二点として、基本法案が目指してきた施策の実現となるように、「人権教育・啓発法」の基本計画、人権救済制度を確立するための「人権擁護法（案）」についての内容とその取扱いについては、中央実行委員会と連携し、運動を継続していく。

記

1 諸 会 議

総会及び役員会

2 諸 事 業

① 研修事業

会員への研修会（7月4日）

② 要請行動

市町村「条例」、「人権教育のための国連10年」行動計画の具体化へ向けての要請

③ 参加要請

中央集会及び各省交渉への参加要請

各種大会、集会への参加要請

* 第28回 部落解放、人権西日本夏期講座（熊本・合志町：7月10日～11日）

* 第28回 部落解放鳥取県研究集会（鳥取市：8月20日～21日）

④ 啓発活動

中央実行委員会ニュース等の配布

2005年度（平成17年度）会計予算書

自 平成17年 4月 1日
至 平成18年 3月 31日

収 入 の 部

（単位：円）

項 目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増 減 (A - B)	摘 要
負 担 金	1,100,000	1,410,000	△ 310,000	市 50,000円+人口割× 4市 町 30,000円+人口割×14町 村 20,000円+人口割× 1村 解放同盟 100,000円 連合鳥取 100,000円
繰 越 金	828,089	1,196,714	△ 368,625	
雑 収 入	911	286	625	
合 計	1,929,000	2,607,000	△ 678,000	

支 出 の 部

（単位：円）

項 目	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増 減 (A - B)	摘 要
会 議 費	300,000	350,000	△ 50,000	総会、役員会
事 業 費	1,400,000	2,000,000	△ 600,000	中央集会及び各省交渉 国会議員等への要請 研究集会等
事務局費	210,000	240,000	△ 30,000	電話代、郵便代、印刷代
予 備 費	19,000	17,000	2,000	
合 計	1,929,000	2,607,000	△ 678,000	

2003年度（平成15年度）

事業計画

今年度の当実行委員会の事業としては、次のことに重点をおきながら取り組んでいくことといたします。

第一点として、当実行委員会の目的であります、部落解放・人権政策確立に向けた事業の推進を図っていく。

第二点として、「部落解放基本法」制定要求国民運動によって獲得した「人権教育・啓発推進法」を積極的に活用すると共に充実を求めていく。また、第156通常国会で継続審議となっている、人権擁護法案の抜本修正を求め、真に差別の禁止と、人権侵害の救済に役立つ法律の制定を求め、県実行委員会並びに中央実行委員会と連携し、運動の展開を図っていく。

また、本市においては、平成6年に制定された「鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」を基本にしながら策定した第三次鳥取市同和对策総合計画・同実施計画、人権教育のための国連10年鳥取市行動計画に基づき、同和行政並びに人権行政を推進していく。

記

1 研修事業

会員を対象とした学習会

2 派遣事業

中央集会及び各種集会への参加

- * 第28回 部落解放、人権西日本夏期講座
熊本・合志町（平成15年 7月10日～11日）
- * 第28回 部落解放鳥取県研究集会
鳥取市（平成15年 8月20日～21日）

2004年度(平成16年度) 事業計画

今年度の当実行委員会の事業としては、次のことに重点をおきながら取り組んでいくことといたします。

第一点として、当実行委員会の目的であります、部落解放・人権政策確立に向けた事業の推進を図っていく。

第二点として、「部落解放基本法」制定要求国民運動によって獲得した「人権教育・啓発推進法」を積極的に活用すると共に充実を求めていく。さらに、人権侵害の救済に役立つ法律の制定を求め、県実行委員会並びに中央実行委員会と連携し、運動の展開を図っていく。

また、本市においては、平成6年に制定された「鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」を基本にしながら、昨年度策定した第三次鳥取市同和対策総合計画・同実施計画、人権教育のための国連10年鳥取市行動計画に基づき、同和行政並びに人権行政を推進していく。

記

1 研修事業

会員を対象とした学習会

2 派遣事業

中央集会及び各種集会への参加

- * 第29回 部落解放・人権西日本夏期講座
岡山市(平成16年7月22日～23日)
- * 第29回 部落解放鳥取県研究集会
米子市(平成16年8月17日～18日)
- * 部落解放研究第38回全国集会
三重・伊勢市(平成16年10月6日～8日)
- * 第19回人権啓発研究集会
神奈川・横浜市(平成17年2月17日～18日)

2005年度（平成17年度） 事業計画

今年度の当実行委員会の事業としては、次のことに重点をおきながら取り組んでいくことといたします。

第一点として、当実行委員会の目的であります、部落解放・人権政策確立に向けた事業の推進を図っていく。

第二点として、「部落解放基本法」制定要求国民運動によって獲得した「人権教育・啓発推進法」を積極的に活用すると共に充実を求めていく。さらに、人権侵害の救済に役立つ法律の制定を求め、県実行委員会並びに中央実行委員会と連携し、運動の展開を図っていく。

また、本市においては、平成6年に制定された「鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」を基本にしながら、第三次鳥取市同和対策総合計画・同実施計画、人権教育のための国連10年鳥取市行動計画及び本年度策定される鳥取市人権施策基本方針に基づき、同和行政並びに人権行政を推進していく。

記

1 研修事業

会員を対象とした学習会

2 派遣事業

中央集会及び各種集会への参加

- * 第30回 部落解放・人権西日本夏期講座
日田市（平成17年7月21日～22日）
- * 第30回 部落解放鳥取県研究集会
倉吉市（平成17年8月25日～26日）
- * 部落解放研究第39回全国集会
和歌山市（平成17年9月30日～10月2日）
- * 第20回人権啓発研究集会
徳島市（平成18年1月24日～25日）

2003 年度（平成 15 年度） 予 算

平成 15 年 4 月 1 日～平成 16 年 3 月 31 日

(収 入)

(単位：円)

項 目	金 額	摘 要
補 助 金	1,000,000	鳥取市より
雑 収 入	100	預金利息等
計	1,000,100	

(支 出)

項 目	金 額	摘 要
会 議 費	50,000	総 会 費
事 業 費	930,000	基本法学習会 中央集会、各種集会
事 務 費	20,100	事務局事務費
計	1,000,100	

2004年度（平成16年度） 予 算

平成16年4月1日～平成17年3月31日

(収 入)

(単位：円)

項 目	金 額	摘 要
補助金	1,000,000	鳥取市より
雑収入	100	預金利息等
計	1,000,100	

(支 出)

項 目	金 額	摘 要
会議費	100,000	総会費
事業費	850,000	人権確立学習会 中央集会、各種集会
事務費	40,100	事務局事務費（切手、通信費等）
予備費	10,000	
計	1,000,100	

2005 年度（平成 17 年度） 予 算

平成 17 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日

(収 入)

(単位：円)

項 目	金 額	摘 要
前年度繰越金	134,216	前年度繰越金
補 助 金	900,000	鳥取市より
雑 収 入	84	預金利息等
計	1,034,300	

(支 出)

(単位：円)

項 目	金 額	摘 要
会 議 費	100,000	総 会 費
事 業 費	900,000	人権確立学習会 中央集会、各種集会
事 務 費	24,300	事務局事務費 (切手・通信費等)
予 備 費	10,000	
計	1,034,300	

部落解放・人権政策確立要求鳥取市実行委員会補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、部落解放・人権政策確立要求鳥取市実行委員会補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、同和問題解決のために活動をする部落解放・人権政策確立要求鳥取市実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対し補助金を交付し、もって部落解放及び人権政策を促進することを目的とする。

(補助対象経費)

第3条 本補助金の対象となる経費は、当該年度において実行委員会が行う前条に規定する活動に要する経費とする。

(補助金の算定等)

第4条 本補助金の額は、前条の補助対象経費（負担金等の特定財源を除く）に10分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第5条 本補助金の交付申請は、活動計画書及び収支予算書を添付し、毎年5月31日までに行わなければならない。

(交付時期)

第6条 本補助金は、実行委員会の運営が円滑に行われるよう、申請を受けた日から1ヶ月以内に交付する。

(実績報告)

第7条 規則第12条に定める実績報告書は、事業報告及び収支決算書によるものとし、補助金が交付された年度の翌年の4月30日までに行わなければならない。

(雑 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、総務部人権政策監が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。